

16.08

商標権存続期間更新登録申請書の却下等 の取扱い（商）

1. 次に該当する場合には、更新登録申請書を却下するものとする（手続書類に添付した書面全体から特定することができるときを除く。）。
 - (1) 提出の趣旨の不明な申請書で手続をしたとき。
 - (2) 更新登録申請書に商標登録番号の記載がないとき。
 - (3) 在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して申請をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで手続をしたとき（商標管理人を有する在外者が日本国に滞在している場合にするときを除く。）。
 - (4) 更新登録申請のできる期間（商20条2項、3項、商施規10条2項）外に申請をしたとき（商標法第21条第1項の規定が適用される場合を除く。）。
 - (5) 更新登録申請書に記載された申請人と商標権者が一致しないとき（明らかに誤記と認められる場合を除く。）。
 - (6) 重ねて更新登録申請を行ったとき。
 - (7) 商標権者が共有の場合で権利者全員で手続をしていないとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、申請書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。
2. 次に該当する場合には、補充を命ずる。
 - (1) 商標登録番号以外の番号を表示した更新登録申請書で手続をしたとき。
 - (2) 更新登録申請を商標登録納付書により請求したとき。
 - (3) 更新登録申請書の一括納付又は分割納付の別による登録料と納付額が一致しないとき。
 - (4) 予納を利用する場合において、次に該当するとき。
 - ア. 予納台帳番号が記載されていないとき。
 - イ. 更新登録申請人（代理人があるときはその代理人）が申請書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
 - (5) 口座振替により納付する場合において、次に該当するとき。
 - ア. 更新登録申請人（代理人があるときはその代理人）が、申請書に記載した振替番号を付与された者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
 - イ. 書面による申請書において、口座振替による納付の申出をしたとき。
 - (6) 書面による申請書において、指定立替納付者による納付の申出をしたとき（当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合を除く。）。

- (7) 電子現金納付を利用する場合において、次に該当するとき。
- ア. 納付番号が記載されていないとき。
 - イ. 納付番号が、更新登録申請人（代理人があるときはその代理人）が取得した納付番号でないとき。
- (8) 商標登録番号が登録原簿に存在しないとき。
- (9) 更新登録申請書に記載した更新登録申請人を誤記したとき。
- (10) 納付すべき更新登録料として
- ア. 特許印紙が全く貼られていないとき又は不足するとき。
 - イ. 現金納付の場合において、納付済証（特許庁提出用）の提出がないとき又は当該納付書番号による納付の事実がない若しくは使用（返還）済み若しくは納付金額が不足するとき。
 - ウ. 電子現金納付の場合において、取得した納付番号による納付がないとき又は納付金額が不足するとき。
 - エ. 予納を利用する場合であって予納台帳の残高が不足するとき。
 - オ. 口座振替により納付する場合において、預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、登録料の振替ができないとき又は納付金額が不足するとき。
 - カ. 指定立替納付者により納付する場合において、クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、更新登録料の納付がないとき。
- (11) 更新登録の申請において商品及び役務の区分単位でなく指定商品（指定役務）を減縮したとき。
- ただし、上記補充の指令に対し、指定された期間内に応答をしないときは、商標法第77条第2項において準用する特許法第18条第1項の規定により却下する。

（改訂令和4・4）